

令和6年10月1日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和6年10月1日（火） 15時50分から16時25分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 議会第1会議室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第52号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第53号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第54号議案 在外選挙人名簿の登録について
 - 第55号議案 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について
 - 第56号議案 在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について
 - 第57号議案 裁判員候補者予定者名簿の送付について
 - 第58号議案 検察審査員候補者予定者名簿の送付について
 - 第59号議案 長崎市選挙関係事務執行規程の一部改正について
 - 第60号議案 職員の異動について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委 員 長	【15：50 開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事 務 局	【第52号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、500人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 237人 女 263人 計 500人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第52号議案可決）
事 務 局	【第53号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、621人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 311人 女 310人 計 621人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第53号議案可決）
事 務 局	【第54号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第2項の規定により、申請があった者にいつては、在外選挙人名簿に登録されている資格を有するため、在外選挙人名簿に登録する。

委 委	員 員	長 員	登録者（男 1人 女1人 計2人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第54号議案可決）
事 務	局		【第55号議案】選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、毎年少なくとも1回、選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する必要があるため、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する。
委 委	員 員	長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第55号議案可決）
事 務	局		【第56号議案】在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、毎年少なくとも1回、在外選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する必要があるため、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの在外選挙人名簿抄本の閲覧状況について公表する。
委 委	員 員	長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第56号議案可決）
事 務	局		【第57号議案】裁判員候補者予定者名簿の送付について 裁判員の参加する掲示裁判に関する法律第21条及び第22条の規定により、令和7年度の裁判員候補者予定者名簿を、裁判員候補者名簿調製プログラムを使用して調製したので、これを長崎地方裁判所に送付する。
委 委	員 員	長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第57号議案可決）
事 務	局		【第58号議案】検察審査員候補者予定者名簿の送付について 検察審査会法第10条及び第11条の規定により、令和7年度の検察審査員候補者予定者名簿を、裁判員候補者名簿調製プログラムを使用して調製したので、これを長崎検察審査会事務局に送付する。
委 委	員 員	長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし （第58号議案可決）
事 務	局		【第59号議案】長崎市選挙関係事務執行規程の一部改正について 長崎市選挙関係事務執行規程第29条第5項を削り、選挙公報の掲載文に写真掲載を可とする。
委 委	員 員	長 員	原案どおりとしてよいか。 意義なし （第59号議案可決）

事 務 局	【第 6 0 号議案】 職員の異動について 地方公務員法第 6 条第 1 項の規定により、選挙管理委員会が人事異動の発令を行う必要があるため、この議案を提出する。
委 員 長	原案どおりとしてよいか。
委 員	意義なし (第 6 0 号議案可決)
委 員 長	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。

【 1 6 : 2 5 閉会】